

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380154

研究課題名(和文)分権改革の国際比較研究

研究課題名(英文)The Transaction Cost Theory of Decentralization: Evidence from Korea, Philippines, and Latin American Cases in Comparative Perspective

研究代表者

南 京兌 (Nam, Kyung-tae)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：50432406

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：なぜ中央政府は自らの権力を弱めるような改革、すなわち、政治的分権を行い権限と財源を地方政府に移譲するのか。どのような条件下で地方分権を推進するのか。分権のタイミングとスピードは何によって決まるのか。地方分権の条件と因果関係を解明することが本研究の目的である。これらの問いに対して、地方分権政策のタイミングやスピードおよびその程度は、政権与党が取引費用を計算して行った合理的な戦略であったことを解答として提示する。

研究成果の概要(英文)：Why do central governments enact reforms that weaken their own power, i.e. pursue political decentralization, and devolve authority and finances to local governments? Under what conditions do they promote decentralization? How is the timing and speed of the decentralization decided? The aim of this research is to solve the conditions and causal relationships of decentralization.

研究分野：行政学

キーワード：地方分権 取引費用政治学 国際比較

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、多くのアジア諸国と南米諸国、およびヨーロッパの国々において分権改革が進められ、世界的な潮流となっている。この地方分権の原因に関する先行研究としては、政党のあり方に注目したガーマンらの南米5ヶ国比較 (Willis, Eliza, Christopher Garman, and Stephan Haggard. 2001. "Fiscal Decentralization: A Political Theory with Latin American Cases," *World Politics*, vol. 53, no. 1, pp. 205-236) とエスコバ・レモンの計量分析 (Escobar-Lemmon, Maria. 2003. "Political Support for Decentralization: An Analysis of the Colombian and Venezuelan Legislatures." *American Journal of Political Science*, vol. 47, no. 4, pp. 683-697) が先駆的である。これに対し、ガーマンらとレモンの議論が分権のタイミングを説明できないと批判し、分権改革を選挙の利益を最大化するための政党の合理的な戦略であると主張したオニールによる南米比較研究 (O'Neill, Kathleen. 2005. *Decentralizing the State: Elections, Parties, and Local Power in the Andes*. Cambridge: Cambridge University Press) および、中央の政治家が自らの短期的な政治的利益を最大化しようとした結果として地方分権が行われたというイトンの南米事例研究 (Eaton, Kent. 2004. *Politics beyond the Capital: The Design of Subnational Institutions in South America*, Stanford: Stanford University Press) など、南米諸国を対象にして非常に優れた理論が発展してきている。

地方分権の効果に関しては、政治的分権・財政的分権・行政的分権 (後述) の配置による中央地方間の権力関係の変化を分析したファレーティの研究 (Falletti, Tulia G. 2010. *Decentralization and Subnational Politics in Latin America*, Cambridge University Press) および、政党システムと政党組織のあり方への効果を分析した研究 (Chhibber, P., and K. Kollman. 2004. *The Formation of National Party System*, Princeton University Press. Samuels, D. 2003. *Ambition, Federalism, and Legislative Politics in Brazil*, Cambridge University Press) に大別できる。これらの研究においてもやはり南米諸国を対象が限定されているものが多く、日本・フランス・ドイツなどの先進国を分析した研究が少なかったことに加え、政治や行政アクターへの影響を論じることほとんど見られない点も指摘しておくべきである。

2. 研究の目的

なぜ中央政府は自らの権力を弱めるような改革、すなわち、政治的分権を行い権限と財源を地方政府に移譲するのか。どのような

条件下で地方分権を推進するのか。分権のタイミングとスピードは何によって決まるのか。地方分権の条件と因果関係を解明することが本書の目的である。これらの問いに対して、地方分権政策のタイミングやスピードおよびその程度は、政権与党が取引費用を計算して行った合理的な戦略であったことを解答として提示する。すなわち、各政権がおかれていた統一政府と分割政府という議会内の勢力配置の状況、および、統治政府と分占政府という中央地方間の政治的状況が取引費用の高低に影響し、これによって地方分権のタイミング・スピード・程度が決まるというロジックこそが本書の主張の核心をなす。

統一政府と分割政府という用語から分かるように、本書は大統領制を採用している国を分析対象としている。とりわけ、1987年民主化以降誕生した韓国の盧泰愚政権 (1988 - 1992)、金泳三政権 (1993 - 1997)、金大中政権 (1998 - 2002)、盧武鉉政権 (2003 - 2007) の20年間の4つの政権について実証分析を行った。分析のための理論枠組みとして組み立てたのが「地方分権の取引費用モデル」である。

取引費用とは、もともと新制度派経済学の中で発展させられてきた概念であるが、拙著『民営化の取引費用政治学：日本・英国・ドイツ・韓国4ヶ国における鉄道民営化の比較研究』では、取引費用を立法コスト・エージェンシーコスト・コミットメントコスト・参入コストの4つに分け、民営化形態の違いを説明した。このうち、本書では、立法コストとエージェンシーコストのみを用いる。なぜなら、統一政府と分割政府という政府形態は立法コストの高低を左右し、統治政府と分占政府という政治的状況はエージェンシーコストの高低に影響するためである。両者を横軸と縦軸にクロスさせたのが「地方分権の取引費用モデル」である。このモデルにより地方分権の推進・行財政的支援、地方分権の準備・行財政的支援、現状維持・行財政的統制、逆コース・行財政的統制という4つの仮説を立て、韓国を対象にその検証を行ったのが本研究の前半である。

後半では、タバコ消費税と総合土地税との税目交換という事例、および、不動産取引税の引き下げという事例を採り上げ、その政治過程を丹念に追跡することで、モデルの妥当性を立証する。さらにここからもう一步踏み込み、韓国との対比を前提に、韓国と類似の政治制度を採用している諸国、すなわち、単一集権国家で大統領制を採用しながら、類似した人口規模のチリ・ボリビア・ペルー・コロンビア・フィリピンの5ヶ国を比較分析していき、地方分権政策が中央政府の権力を弱めるように見られるが、実は大統領と政権与党が取引費用を計算して行った結果であったと論じる。

3. 研究の方法：比較事例分析

比較の方法は大きく分けて一致法 (method of agreement) と差異法 (method of difference) がある。一致法とは、同じ結果 (従属変数) が生み出された複数の事例を比較して、その結果を引き起こした共通の要因を明らかにする方法である。他方、差異法は、異なる結果が起こった複数の事例 (あるいはある結果が発生した事例と発生しなかった事例) を比較して、その結果を引き起こした原因をつきとめる方法である。実際に、比較研究を行う上では、この2つの方法しかないと考えられるが、それぞれ致命的な限界が存在する。一致法には事例選択に関するバイアス (case selection bias) を避けて通れないという問題が、差異法には自由度 (degrees of freedom) の問題がしばしば指摘されている。

本研究はこうした2つの方法の中で、差異法を採用しているがゆえ、差異法の限界についてより具体的に検討しておきたい。差異法は1つの要因を除いて他の条件がまったく同じであることを仮定することによって、その要因が従属変数に及ぼす影響を見極めようというものである。しかし、現実において1つの要因を除いて他の条件がまったく同じ状況にある事例を見つけ出すことは、事実上不可能である。それゆえ、こうした差異法の限界を解消するために、1つの要因を除いて他のすべての条件が同じであると仮想的に事例を設定する反実仮想 (counterfactual) 分析がよく使われている。また、自由度の問題を解決するために、事例の数を独立変数の数よりも十分に増やすことが要請されている。本研究もこうした差異法の問題を明確に自覚しているがゆえ、独立変数を除く他の変数をコントロールした上、研究対象として直接取り上げた事例以外のものについても考察を加える。

4. 研究成果

本研究は以下の2冊の研究書を成果として刊行した。

南京兌、2014『地方分権の取引費用政治学：大統領制の政治と行政』、木鐸社、1-227頁。

その主な内容は以下の通りである。

なぜ中央政府は自らの権力を弱めるような改革、すなわち、政治的分権を行い権限と財源を地方政府に移譲するのか。これがある時期には積極的に行われ、ある時期には停滞するのはなぜなのか。言い換えれば、分権のタイミングとスピードは何によって決まるのか。地方分権の条件と因果関係を解明することが本書の目的である。

これらの問いに対して、韓国における地方分権政策のタイミングやスピードおよびその程度は、政権党が取引費用を計算して行った合理的な戦略であったことを答えとして提示した。つまり、エージェンシーコストと立法コストという2つの取引費用の高低によ

って、分権のタイミング・スピード・程度が決まる。このことを第2章から第3章にかけて、「地方分権の取引費用モデル」により地方分権の推進・行財政的支援、地方分権の準備・行財政的支援、現状維持・行財政的統制、逆コース・行財政的統制という4つの仮説を立て、1987年以降成立した4つの政権、20年間を対象に検証を行った。1988年4月から1990年2月までの盧泰愚政権期は、「地方自治法改正法律案」「地方議会議員選挙改正法律案」「地方自治団体議長選挙法案」など、重要な法案が成立し、それに基づいて地方議会が構成されたため、仮説が成立された。1993年2月から1995年6月までの金泳三政権期には、広域自治体の首長と議会、基礎自治体の首長と議会の4つの選挙が同時に実施され、地方自治が復活されたため、仮説が成立した。1995年6月から1998年2月までの金泳三政権は、監査・検察捜査などの方法を使い、地方政府を統制しようとし、権限や財源の移譲にも消極的になったため、仮説が成立したと主張した。その後も、金大中政権 (1998.2 1998.6: 象限、分割政府・分占政府) と盧武鉉政権 (2003.2 2004.4: 象限、分割政府・分占政府) の一時期を除き、本書の仮説は検証できた。

第4章第1節では、ソウル特別市の市税であるタバコ消費税と、ソウル市傘下の自治区の区税である総合土地税の交換をめぐって、中央政府・ソウル市・ソウル市の国会議員・自治区等の諸アクター間の争いを、「地方分権の取引費用モデル」によって分析することを目的とした。

タバコ税と総土税の税目交換は、首長の公選がはじまった1995年にソウル市における自治区の間の財政的不均衡を解決する方法として提案された。それ以降、両者の交換をめぐり国会における与党と野党、中央政府とソウル市、ソウル市と自治区、自治区の間で激しく対立してきた。しかしながら、1995年から2007年5月に至るまでの長期間にわたって、諸アクター間の利害調整が行われたにもかかわらず、決着は付かなかった。その後、漸く2007年6月に入り、地方税法改正案が国会を通過するに至った。このように2007年7月に法案が通過するまでに、12年間にわたってイシューになっていたにもかかわらず、なぜ地方税法の改正が実現されなかったのか。また、なぜ長らく対立の対象であった法案が2007年7月に国会を通過したのか。より具体的にいえば、1995年から2007年5月までに国民会議・民主党・ヨリンウリ党が、積極的に税目交換を推進したにもかかわらず、なぜそれが実現できなかったのか。それは与党と中央政府及び、ソウル市とその傘下の自治区間の党派が一致しなかったからであった。

「地方分権の取引費用モデル」は、中央政府による地方分権政策の決定に重点がおかれており、地方レベルの政治過程は無視され

ていた。すなわち、中央地方関係の集権的側面のみが強調されていたため、地方政府の政策イニシアチブと地方政府間の関係が見逃されがちであった。さらに、特定の法案あるいはイシューをめぐる具体的な決定過程の分析が行われていない。ただ同時に、韓国の地方政治を考える上で、中央地方関係の影響も無視することはできない要因である。したがって、このような認識に基づいてここでは、中央政府の意向を取り込むとともに、地方政府の政治過程に焦点を合わせた分析モデルを構築しようとした。そこで、中央政府に対する地方政府のイニシアチブと、広域地方自治体と基礎地方自治体及び基礎地方自治体間のダイナミズムを、地方税目の交換過程を研究対象として分析した。こうした作業を通して中央政府に対する地方政府の従属性と自律性という二元対立的な発想から離れ、両者を統合しながら韓国の地方自治の現状を描き出そうとした。

第4章第2節では、中央と地方間の財政調整をめぐる政治過程を、「不動産取引税」を事例として取り上げ、「地方分権の取引費用モデル」により説明することを目的とした。また、「地方税目交換の政治分析」の限界であったソウル特殊論をこえ、韓国の地方政治全般を説明できることを示した。とりわけ、次の側面に注目した。第1に、地方の最大税収源である「不動産取引税」がなぜ減税のターゲットとなったのか。第2に、「不動産取引税」の引き下げまたは廃止を一貫して主張してきたハンナラ党は、なぜ2006年8月に減税法案の国会通過を阻止しようとしたのか。より具体的にいえば、盧武鉉政権に入り、高騰し続ける不動産価格に対して、政権党は非常に高い税金を累進的に課す政策を何回も推進したが、ハンナラ党は常に市場メカニズムに任せながら、供給を拡大させるべきであると主張し続けた。つまり、ハンナラ党は政権党の累進課税強化政策に反対し、減税と供給を通じた市場メカニズムの尊重を訴えてきたものの、「不動産取引税」の引き下げ案に対してはなぜ急に選好を転換せざるを得なかったのか、という問いを立てた。これに対し、ヨリンウリ党が地方政府の強い反発を十分に認識したにもかかわらず、取引税をターゲットとした何よりの理由は、地方権力がほぼ100%とあってよいほどハンナラ党によって統一されていたからであった。これにより、政権党は地方政府の選好を考慮する必要がなくなり、地方政府を配慮せず、むしろ地方政府の裁量を弱めようとする誘因が働いたと結論付けた。

筆者は地方分権という現象を説明する際に、特定の時間と場所、具体的な文脈と歴史に焦点を当てながらも、事例の特殊性を強調するのではなく、なぜ地方分権が発生し、これがいかに展開したのかに関する因果的規則性(causal regularities)を明らかにしようとした。この研究方法は、事例の特殊性

(particularities)のみに焦点を当て詳細な記述にとどまる文脈依存的な解釈主義(interpretivism)とも、タイムレス・プレイスレスの普遍的で法則的一般化(nomological generalization)を目指す研究手法とも異なる。要するに、文脈の特殊性を勘案しつつ、制限された範囲内において因果的規則性を発見し、これを類似の事例に適用することで仮説の妥当性を検証する手法である。このための最も適切な方法が比較分析である。第5章は、比較の中の各国の地方分権過程を分析したものである。韓国の地方分権の分析から得られた知見を踏まえて、チリ・ボリビア・ペルー・コロンビア・フィリピン5ヶ国に分析対象を広げ、「地方分権の取引費用モデル」による説明を試みた。5ヶ国は、単一主権国家で大統領制を採用しているという共通点はあるものの、各国の歴史や地方分権が行われた政治・行政の文脈は異なる。そこで筆者は各国の歴史や文脈を考慮しながら、地方分権の過程という事例に限定して因果メカニズムを解明したのである。

次に2016「地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化」を秋月謙吾と刊行した。その主な内容は以下の通りである。イギリスの地方政府体系は、イングランドの非大都市圏とロンドン首都圏を除いては、基礎レベルのみの一層制である。地方全体の利益を代表するイギリス最大の自治体連合組織として、2015年現在、イングランドの自治体350団体、ウェールズの自治体22団体、地方消防庁(Fire Authority)31団体、国立公園10団体(National Park)、教区・町自治体(Parish/Town Council)22団体の計435団体をメンバーとする地方自治体協議会(Local Government Association: LGA)がある。LGAに加入しているウェールズの自治体22団体は、独自にウェールズ地方の自治体連合組織として、1996年にウェールズ地方自治体協議会(Welsh Local Government Association: WLGA)を設立している。WLGAは他に、ウェールズ地方の国立公園3団体、地方消防庁3団体を組織している。

住民に対する行政サービスの供給は、32のロンドン特別区自治体(London Borough Council)が担う。また、公共交通、警察、消防・緊急時計画、地域開発の各分野の実務を担う執行機関(functional body)が置かれ、その幹部をロンドン市長が任命する。

スコットランド地方自治体連合(Confederation of Scottish Local Authority: COSLA)は、2015年現在、スコットランド地方の自治体28団体をメンバーとする連合組織であり、1975年に設立された。同地域の自治体職員を雇用する使用者団体連合としても活動している。スコットランドの基礎自治体は32団体あるが、労働党勢力が強いグラスゴー、レンフルシャー、サウス・ラナークシャー、アバディーン・シティ

の4団体は、SNP主導のスコットランド自治政府に反発し、2015年3月、COSLAを脱退して新たにスコットランド地方自治体パートナーシップ(Scottish Local Government Partnership)なる連合組織を設立している。また、2001年に設立された北アイルランド地方自治体協議会(Northern Ireland Local Government Association: NILGA)は北アイルランドの自治体11団体を網羅する連合組織である。

フランスでは市町村長、県議会議長、州議会議長は各議会で互選している半面、各議会議員は公選制を採っている。地方自治体の連合組織は州、県、市町村といった各自治体層の公選の議員の代表者から構成され、各自治体層の管轄範囲のすべてを含んで構成されている。全仏州連合会(Association des régions de France: ARF)、全仏県連合会(Assemblée des départements de France: ADF)、全仏市長会(Association des maires de France: AMF)といった3つの連合組織は国の予算作成の際に修正案を作成して法案に影響を与える存在であるとされている。

チリの場合、1992年に市長市議会議員公選制(市長は市議会議員から互選)が導入され、1996年に市長市議一括直接選挙へと法改正、さらに2001年には市長市議選挙分離直接選挙への法改正が行われた。また、広域自治体レベルでも2013年になってようやく州議会議員の公選制(それまでは市長市議会議員から互選。州の首長である州監督官(intendente regional)は任命制維持)が導入された。2014年現在、広域自治体の首長が公選制でない国は、南米地域においてはエクアドルとチリの二国のみである。

2007年にロス・リオス州とアリカ・イ・パリナコタ州が新たに設立された。また、1993年に全国の市長・市議によって構成される全国基礎自治体連合(Asociación Chilena de Municipalidades: AchM)が創設され、2013年より幹部役員選出のために内部選挙を導入している。2013年にはAchMの内部選挙結果に反発した野党系39自治体のうち、市議会の承認を得た3つの基礎自治体の市長・市議によって全国基礎自治体協会(Asociación de Municipalidades de Chile: AMuCh)も創設されている。

連邦制国家であるカナダにおいて、基礎自治体と州はより単一制に近い関係にある。執政制度としては、首長について州レベルでは議会による選任(議院内閣制)、基礎自治体レベルでは基本的には公選制(二元代表制)を採っている。

地方団体は州レベルに関しては全国組織が一つ、基礎自治体レベルでは各州と準州に一つずつ存在する。しかし、州レベルについては、西部地域のみ組織が存在するなど、地域ごとに全国組織とは別個の組織が形成されている。また、基礎自治体についても、全国組織とは別に州ごとに基礎自治体の組織

が形成されているほか、州内でも例えばオンタリオ州北部基礎自治体協会などのように、地域ごとに組織がおかれている。また、1990年から現在では新たに準州が生まれたことから、基礎自治体の各州組織と立法府が創設されている。

さらに、1990年代以降、カナダの基礎自治体では州政府による再編が行われ、合併が進められてきた。この合併によって、首長の数と基礎自治体議会の議員数が削減され、基礎自治体レベルでの政治的代表の数が減少した。このことから、これらの市町村合併の動きは、住民からすると政治的代表の数を減らすという点で政治的集権化としてとらえられる。カナダと同様にドイツにおける基礎自治体連合体は州単位で構成されている。ハンブルクとベルリンといった市単独で州として扱われる場合には、こうした連合体は存在しない。また、2市が州を構成するプレーメンでも、そのほかの州で見られるような基礎自治体の連合体のような組織はない。上記3つ以外の州をみると、多くの州で複数の連合体組織が存在する。たとえば、ラインラント＝プファルツ州、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州、バイエルン州では、地域などの単位で組織が分立している。基礎自治体の連合体は、市町村連合、目的組合、広域連合に分けられる。その業務は、連合形態によって様々であり、州によっても組織の権限が異なる。上下水道や消防などの基礎自治体の権限について近隣自治体間で連携を図るという目的を持つ団体もあれば、文化や教育政策の連携を目指す団体もある。その中心的な業務は行政サービス上の連携の強化という点にあると言えるだろう。もちろん、その活動は行政に限られているわけではなく、州を相手に交渉を行う場合もある。

本書は地方分権政策が中央地方間の権力関係の変化に与えた影響の分析から始まる。本書の研究対象国である6ヶ国における中央地方間の権力変化の度合いは、日本が最も変化しておらず、ドイツ、イギリス、フランスとカナダ、チリの順に激しくなっている(第1章、表8を参照)。第1章と第2章では、上記の逐次理論の枠組みに依拠し、日本とイギリスの分権改革を分析する。日本の場合、行政的分権(機関委任事務の廃止)から財政的分権(三位一体改革)への分権化の順序が決まった結果、自治体の自由度は高まらなかったことを示した。

イギリスのスコットランドの分権改革は、1998年スコットランド法と2012年スコットランド法の二段階に分かれ、それぞれ分権政策の内容は異なる。前者については、分権改革支持連合は中央支配党派(労働党)と地方野党(自民党およびスコットランド国民党: SNP)によって構成され、地方の利害に基づいて政治的分権が行われた。後者については、分権支持連合は中央支配党派(労働党、のちに保守党・自民党連合)と地方支配党派(労

働党、のちに保守党・自民党連合)によって構成され、同じく地方の利害が優勢となって財政的分権が採用されたことを明らかにする。第1章と第2章を通じて、逐次理論の枠組みが予測する通りの分析結果が得られ、逐次理論の有効性が示された。

第3章では、まず、フランスの地方制度を概観し、1980年代以降の地方分権化政策における政治的、財政的、行政的分権の存在を確認する。そこから1980年代以降のフランスの地方分権化政策のなかでオランダ政権下のそれがどのような位置づけになるのかを確認した。次に、オランダ政権下における地方分権化政策の内容と社会経済的背景を確認した上で、オランダ政権下の地方分権化政策を自治体層の重層性、元老院の存在、地方議会議員の多さ、国会議員と地方議会議員の兼職、といった政治的要因から説明した。とりわけ、市町村の抱える政策課題に共同に対応する必要があったため、共同の事務処理方式である広域連合体による市町村運営様式が整備され、その権限が強化された流れを示した。また、経済活動の活発化、および民主主義の充実に繋がる州の制度整備や権限強化は、必然的に州の合併をもたらすし、県の合併については、左右両派の地方及び国会議員や県議会議員団体による反対のロビー活動が活発に行われるなど、実質的に合併は難しかったことを記した。

先進国とは対照的に南米諸国の中でも特に中央集権的な国家体制を維持している国のひとつであるチリの場合、2001年の「市長市議選挙分離法」によって、市議からの間接選挙で決められていた市長が、完全に有権者からの直接投票で選出されることとなり、その政治的分権化が可能となったのは、選挙戦略上のインセンティブが与党連合コンサルテーション側にあったこと、またこれに加えて、あくまで地方選挙レベルでの選挙戦略として、与党連合と共通の利益を見出した野党連合の一部が、分権化法案に賛同したことが重要であったことを第4章で明らかにした。連邦制を採用しているカナダを分析する第5章では、カナダの州と基礎自治体との関係に焦点を当て、州による基礎自治体制度の改革を分析した。これは、第6章のドイツにおける連邦・州政府間関係の事例と合わせて、連邦制における政府間関係を包括的にとらえることを狙った。カナダでは州による基礎自治体の合併とそれらの自治体に行政サービス権限の移譲が同時に行われたところに特徴がある。なぜ基礎自治体にとってネガティブな影響を与える改革が行われたのかについて、合併が行われた当時のオンタリオ州政府与党である進歩保守党と、基礎自治体を占めていた自由党や新民主党との党派性の違いから分析を加えた。

第6章では2006年にドイツで実施された第一次連邦制改革を取り上げた。同改革の主眼は、同意法の削減によって、連邦参議院の影

響力を削ぐことにあり、実際に全法案に占める同意法の割合が大きく低下したことを示した。しかし、反実仮想を含めた分析に基づき、赤緑政権と大連立政権の経済・社会政策を眺めてみると、論争的な政策や主要政策の多くは同意法のままである。また、ごく一部ではあるが、同意法でなかった重要法案が同意法になることもあるので、全体として政治的集権は進んだが、変化の度合いについては慎重に評価する必要があることを記した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

南京兌、2013「地方分権の国際比較—チリ・ボリビア・ペルー・コロンビア・フィリピンの比較分析—」、『法学論叢』(査読あり)、第172巻、第4・5・6号、385-462頁。

南京兌、2014「日本の国家機構の変化と連続性：官庁形整モデルの適用」、『日本批評』(査読あり)(韓国語)、第11号、304-328頁。

南京兌、2015「幸福を計測する公共政策」、『法学論叢』(査読あり)、第176巻、第5・6号、328-347頁。

[学会発表](計 件)

[図書](計 2 件)

秋月謙吾・南京兌編、2016『地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化』、慈学社。

南京兌、2014『地方分権の取引費用政治学：大統領制の政治と行政』、木鐸社、(査読なし) 1-227頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

南京兌 (Nam, Kyung-tae)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：504322406

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：